

住宅ストック循環支援事業事務局 殿

甲(建築主または購入者)と乙(施工業者または販売事業者)は、住宅ストック循環支援事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。

住宅ストック循環支援事業補助金 共同事業実施規約
(エコ住宅への建替え)

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

(要件等の確認)

- 第1条 甲と乙は、本補助金の交付規程、マニュアル類等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。
甲および乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
2. 甲と乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 住宅を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲は、住宅の引渡しから10年間、事務局の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと(補助事業者である施工業者または販売事業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合は除く。)
- (ニ) 提出した個人情報、事務局が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

- 第2条 甲と乙は、以下の(イ)および(ロ)に該当し、本補助金の交付申請が制限されないことを相互に申告する。
なお、(ロ)については、乙の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)もこれらに該当すること。
- (イ) 平成25年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがないこと
- (ロ) 暴力団または暴力団員ではなく、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にないこと
2. 甲または乙が、前項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えたときは、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告、補助金の受領に至るまでの一切の手続を共同して行う。
2. 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
3. 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙が本補助金の交付を受けたとき、乙は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の方法により甲に還元するものとする。(締結時にいずれか選択すること)
- 現金の支払い
- 甲の乙に対する債務と相殺
- 当該債務は、本制度により交付が見込まれる補助金額について、甲が乙に支払うべき住宅の建築費用または販売代金から、支払いを猶予することにより生じるものであり、本規約によって甲と乙が同意するものである。

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

甲と乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日

【甲】 建築主または購入者

住 所

氏 名 _____ 印

【乙】 施工業者または販売事業者

住 所

事業者名

代 表 者 _____ 印